

○高岡市体育施設条例

平成17年11月1日

条例第213号

改正 平成17年12月22日条例第275号

平成18年9月27日条例第36号

平成19年6月20日条例第29号

平成20年3月25日条例第22号

平成20年9月25日条例第44号

平成21年3月24日条例第19号

平成25年3月21日条例第24号

平成25年9月17日条例第35号

平成26年3月20日条例第57号

平成27年3月19日条例第31号

平成27年9月29日条例第50号

平成31年3月26日条例第25号

令和3年3月24日条例第28号

(設置)

第1条 市民のスポーツ及びレクリエーションの振興を図るため、高岡市体育施設(以下「体育施設」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 体育施設の名称及び位置は、別表第1のとおりとする。

(指定管理者による管理)

第2条の2 体育施設の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)にこれを行わせることができる。

(指定管理者が行う業務)

第2条の3 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 利用の許可に関する業務
- (2) 利用に係る料金の收受及び決定に関する業務
- (3) 施設及び設備の維持管理に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、高岡市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が必要と認める業務

(利用期間等)

第2条の4 体育施設の利用期間、利用時間及び休業日は、別表第2のとおりとする。ただし、

指定管理者は、必要と認めるときは、教育委員会の承認を得て、これを変更することができる。

(利用の許可)

第3条 体育施設を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、前項の許可の際、体育施設の管理上必要な条件を付することができる。

(利用の不許可)

第4条 指定管理者は、その利用が次の各号のいずれかに該当する場合は、体育施設の利用を許可しない。

- (1) 公益若しくは公安を害し、又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
- (2) 体育施設の施設又は設備を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (3) 体育施設の管理上支障があると認められるとき。
- (4) 特定の政治運動又は宗教活動を目的としているとき又はそのおそれがあると認められるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に不相当と認められるとき。

(利用の制限)

第5条 指定管理者は、第3条第1項の規定により利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可の条件を変更し、又は利用の許可を取り消し、若しくは利用を停止することができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (2) 利用許可の条件に違反したとき。
- (3) 前条各号に規定する事由が発生したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、体育施設の管理上特に必要があると認めるとき。

2 前項の規定による処分をした場合において利用者に損害が生ずることがあっても、指定管理者は、その責めを負わない。

(連続利用の制限)

第6条 体育施設の利用は、引き続き7日を超えることはできない。ただし、指定管理者が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

(特別の設備)

第7条 利用者は、体育施設の利用に当たって、特別の設備をなし、又は体育施設の施設等に変更を加えようとするときは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

(利用権の譲渡等の禁止)

第8条 利用者は、利用の権利を他に譲渡し、又は転貸してはならない。

(原状回復の義務)

第9条 利用者は、体育施設の利用を終了したときは、直ちに原状に回復しなければならない。

第5条第1項の規定により、利用の許可を取り消されたときも、同様とする。

2 利用者が前項に規定する義務を履行しないときは、指定管理者が代わってこれを執行し、その費用を当該利用者から徴収する。

(利用料金)

第10条 利用者は、指定管理者に体育施設の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を利用の許可の際又は期間利用券の購入の際に前納しなければならない。ただし、指定管理者が特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

2 利用料金の額は、別表第3に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を得て定めるものとする。

3 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(利用料金の減免)

第11条 指定管理者は、教育委員会規則で定めるところにより、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の不還付)

第12条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 天災地変その他利用者の責めによらない事由により体育施設を利用することができなくなったとき。

(2) 指定管理者の都合により利用の許可を取り消したとき。

(3) 利用者が利用期日の10日前までに利用許可の取消し又は変更を願い出たとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者が特別の事由があると認めるとき。

(損害賠償)

第13条 利用者は、建物その他附属設備、器具等を損傷し、又は滅失したときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長は、特別の事由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(教育委員会による管理)

第14条 第2条の2に規定する指定管理者による管理を行わないときは、教育委員会が体育施設の管理を行うものとする。

2 第2条の4から第7条まで、第9条、第10条第1項及び第2項、第11条、第12条並びに別表第3の規定は、前項の体育施設の管理について準用する。この場合において、第2条の4ただし書中「指定管理者は、必要と認めるときは、教育委員会の承認を得て」とあるのは「教育委員会は、必要と認めるときは」と、第3条中「指定管理者」とあるのは「教育委員会」と、第

4条各号列記以外の部分中「指定管理者」とあるのは「教育委員会」と、第5条中「指定管理者」とあるのは「教育委員会」と、第6条ただし書中「指定管理者」とあるのは「教育委員会」と、第7条中「指定管理者」とあるのは「教育委員会」と、第9条第2項中「指定管理者」とあるのは「教育委員会」と、第10条の見出し中「利用料金」とあるのは「使用料」と、同条第1項中「指定管理者」とあるのは「教育委員会」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と、同条第2項中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「別表第3に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ教育委員会の承認を得て定めるもの」とあるのは「別表第3に掲げる額」と、第11条の見出し中「利用料金」とあるのは「使用料」と、同条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と、第12条の見出し中「利用料金」とあるのは「使用料」と、同条各号列記以外の部分中「利用料金」とあるのは「使用料」と、「指定管理者」とあるのは「市長」と、同条第2号中「指定管理者」とあるのは「教育委員会」と、同条第4号中「指定管理者」とあるのは「市長」と、別表第3の1体育施設利用料金の表中「体育施設利用料金」とあるのは「体育施設使用料」と、「基本利用料金」とあるのは「基本使用料」と、「超過利用料金」とあるのは「超過使用料」と、同表備考2中「利用料金」とあるのは「使用料」と、同表備考4中「基本利用料金」とあるのは「基本使用料」と、「指定管理者が教育委員会の承認を得て」とあるのは「教育委員会が」と、同表の2附属設備利用料金の表中「附属設備利用料金」とあるのは「附属設備使用料」と、「基本利用料金」とあるのは「基本使用料」と読み替えるものとする。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の高岡市体育施設条例(平成4年高岡市条例第12号)、福岡町営体育施設条例(昭和54年福岡町条例第9号)又は福岡町トレーニングセンターの設置及び管理に関する条例(昭和63年福岡町条例第13号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則(平成17年12月22日条例第275号)

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、改正前の高岡市体育館施設条例第3条第1項及び第7条

の規定によりなされた許可は、改正後の高岡市体育施設条例第3条第1項及び第7条の規定によりなされた許可とみなす。

附 則(平成18年9月27日条例第36号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年6月20日条例第29号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年3月25日条例第22号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成20年9月25日条例第44号)

この条例は、平成20年11月1日から施行する。ただし、別表第3の改正規定は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月24日条例第19号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月21日条例第24号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成25年9月17日条例第35号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年3月20日条例第57号)

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に発行した高岡市西明寺パークゴルフ場の期間利用券については、改正後の別表第3の1の表の規定にかかわらず、その有効期間中に限り、なお使用することができる。

附 則(平成27年3月19日条例第31号)

この条例は、平成27年5月23日から施行する。

附 則(平成27年9月29日条例第50号)

この条例は、平成27年10月11日から施行する。ただし、別表第1高岡市淵ヶ谷プールの項を削る改正規定及び別表第2高岡市淵ヶ谷プールの項を削る改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成31年3月26日条例第25号)

(施行期日)

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に発行した高岡市西明寺パークゴルフ場及び高岡市グラウンド・ゴルフ場の期間利用券については、改正後の別表第3の1の表の規定にかかわらず、その有効期間中に限り、なお使用することができる。

附 則(令和3年3月24日条例第28号)

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1(第2条関係)

名称	位置
高岡市民体育館	高岡市古城1番8号
高岡市営城光寺野球場	高岡市城光寺34番地
高岡市営城光寺陸上競技場	高岡市城光寺字登立137番地
高岡市営弓道場	高岡市古城1番1号
高岡市営長慶寺室内プール	高岡市長慶寺650番地
高岡市営スポーツ・レクリエーションホーム	高岡市長慶寺650番地
高岡市営前田庭球場	高岡市関73番地
高岡市万葉スポーツセンター	高岡市伏木本町1番24号
高岡市テニスコート	高岡市二塚428番地1
高岡市サッカー・ラグビー場	高岡市二塚428番地1
高岡市イベント広場	高岡市二塚428番地1
高岡市竹平記念体育館	高岡市早川222番地1
高岡市営福岡グラウンド	高岡市福岡町福岡新579番地1
高岡市営福岡テニスコート	高岡市福岡町三日市579番地1
高岡市山王トレーニングセンター	高岡市福岡町江尻50番地1
高岡市西五位トレーニングセンター	高岡市福岡町上向田41番地1
高岡市赤丸トレーニングセンター	高岡市福岡町赤丸676番地
高岡市大滝トレーニングセンター	高岡市福岡町大滝849番地
高岡市西明寺パークゴルフ場	高岡市福岡町西明寺1番地3
高岡西部総合公園野球場	高岡市千鳥丘町1番地
高岡市グラウンド・ゴルフ場	高岡市岩坪4155番地

別表第2(第2条の4関係)

施設名	利用期間	利用時間	休業日
高岡市民体育館	通年	午前9時から午後9時まで	(1) 水曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休

			日(以下「休日」という。)に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日以外の日) (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日
高岡市営城光寺野球場	2月16日から12月15日まで	午前9時から午後5時まで	月曜日(その日が休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日以外の日)
高岡市営城光寺陸上競技場	2月16日から12月15日まで	午前9時から午後5時まで	月曜日(その日が休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日以外の日)
高岡市営弓道場	通年	午前9時から午後5時まで	(1) 水曜日(その日が休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日以外の日) (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日
高岡市営長慶寺室内プール	通年	午後2時から8時まで(日曜日は午前10時から午後4時まで、5月から10月までの土曜日及び7月21日から8月31日までの平日は午前10時から午後8時まで)	(1) 月曜日 (2) 休日 (3) 休日が月曜日に当たるときは、その翌日 (4) 12月29日から翌年の1月3日までの日
高岡市営スポーツ・レクリエーションホーム	通年	午前9時から午後8時まで(日曜日にあつては、午前9時から午後5時まで)	(1) 月曜日 (2) 休日 (3) 休日が月曜日に当たるときは、その翌日 (4) 12月29日から翌年の1月3日までの日
高岡市営前田庭球場	2月16日から12月15日まで	午前9時から午後9時まで(2月16日から同月28日(閏年にあつては29日。以下同じ。)まで及び12月1日から同月15日ま	月曜日(その日が休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日以外の日)

		では午前9時から午後5時まで)	
高岡市万葉スポーツセンター	通年	午前9時から午後9時まで(日曜日については、午前9時から午後5時まで)	(1) 月曜日(その日が休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日以外の日) (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日
高岡市テニスコート	2月16日から12月15日まで	午前9時から午後9時まで(2月16日から同月28日まで及び12月1日から同月15日までは午前9時から午後5時まで)	火曜日(その日が休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日以外の日)
高岡市サッカー・ラグビー場	2月16日から12月15日まで	午前9時から午後9時まで(2月16日から同月28日まで及び12月1日から同月15日までは午前9時から午後5時まで)	火曜日(その日が休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日以外の日)
高岡市イベント広場	2月16日から12月15日まで	占用利用の場合については、午前9時から午後6時まで(2月16日から同月28日まで及び12月1日から同月15日までは午前9時から午後5時まで)	火曜日(その日が休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日以外の日)
高岡市竹平記念体育館	通年	午前9時から午後9時まで(日曜日は午前9時から午後5時まで)	(1) 火曜日(その日が休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日以外の日) (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日
高岡市営福岡グラウンド夜間照明施設	通年	午後9時30分まで	12月29日から翌年の1月3日までの日

高岡市営福岡 テニスコート	通年	午前9時から午後9 時まで(火曜日にあ っては、午後1時か ら9時まで)	(1) 月曜日 (2) 休日の翌日 (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日
山王トレーニ ングセンター	通年	午前9時から午後9 時30分まで	12月29日から翌年の1月3日までの日
西五位トレー ニングセンタ ー	通年	午前9時から午後9 時30分まで	12月29日から翌年の1月3日までの日
赤丸農林漁業 者トレーニン グセンター	通年	午前9時から午後9 時30分まで	12月29日から翌年の1月3日までの日
大滝トレーニ ングセンター	通年	午前9時から午後9 時30分まで	12月29日から翌年の1月3日までの日
高岡市西明寺 パークゴルフ 場	4月1日か ら11月30日 まで	午前9時から午後5 時まで	月曜日(その日が休日に当たるときは、その日 後においてその日に最も近い休日以外の日)
高岡西部総合 公園野球場(室 内多目的スペ ース及び会議 室を除く)	2月16日か ら12月15日 まで	午前9時から午後9 時まで	火曜日及び水曜日(それらの日が休日に当た るときは、その日後においてその日に最も近 い休日又は休業日以外の日)
高岡西部総合 公園野球場(室 内多目的スペ ース及び会議 室)	通年	午前9時から午後9 時まで	(1) 火曜日(その日が休日に当たるときは、 その日後においてその日に最も近い休日以 外の日) (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日
高岡市グラウ ンド・ゴルフ場	4月1日か ら11月30日 まで	午前9時から午後5 時まで(6月1日か ら9月30日までは午 前8時から午後5時 まで)	火曜日(その日が休日に当たるときは、その日 後においてその日に最も近い休日以外の日)

別表第3(第10条関係)

1 体育施設利用料金

施設名	区分		単位	基本利用料金	
高岡市民体育館	営利を目的としない場合	スポーツに利用するとき	入場有料	午前9時から正午まで	9,900円
			入場有料	正午から午後5時まで	13,200円
			入場有料	午後5時から9時まで	18,150円
			入場有料	午前9時から午後9時まで	36,300円
			入場有料	時間外1時間につき	6,800円
		入場無料	午前9時から正午まで	5,770円	
		入場無料	うち1時間につき	2,400円	
		入場無料	正午から午後5時まで	8,250円	
		入場無料	うち1時間につき	2,060円	
		入場無料	午後5時から9時まで	10,720円	
	入場無料	うち1時間につき	3,350円		
	入場無料	午前9時から午後9時まで	22,270円		
	入場無料	時間外1時間につき	4,020円		
	入場無料	スポーツ以外に利用するとき	午前9時から正午まで	66,000円	
	入場無料	スポーツ以外に利用するとき	正午から午後5時まで	90,750円	
	入場無料	スポーツ以外に利用するとき	午後5時から9時まで	123,750円	
	入場無料	スポーツ以外に利用するとき	午前9時から午後9時まで	247,500円	
	入場無料	スポーツ以外に利用するとき	時間外1時間につき	46,400円	
	入場無料	営利を目的とする場合	午前9時から正午まで	82,500円	
	入場無料	営利を目的とする場合	正午から午後5時まで	123,750円	
入場無料	営利を目的とする場合	午後5時から9時まで	156,750円		
入場無料	営利を目的とする場合	午前9時から午後9時まで	330,000円		
入場無料	営利を目的とする場合	時間外1時間につき	58,780円		
個人利用 (スポーツに限る。)	一般	1回2時間以内	200円		
	小・中・高校生	1回2時間以内	100円		
高岡市営城	アマチュア	入場有料	午前9時から正午まで	13,200円	

光寺野球場	スポーツに 利用する場 合			正午から午後5時まで	14,850円	
				午前9時から午後5時まで	26,400円	
				時間外1時間につき	6,600円	
				入場無料	午前9時から正午まで	4,120円
						うち1時間につき1,710円
					正午から午後5時まで	4,950円
						うち1時間につき1,230円
					午前9時から午後5時まで	8,250円
						時間外1時間につき
				アマチュアスポーツ以外 に利用する場合		午前9時から午後5時まで
時間外1時間につき	21,650円					
高岡市営城 光寺陸上競 技場	本競 技場	大会	入場有料	午前9時から午後5時まで	49,500円	
				時間外1時間につき	9,280円	
			入場無料	午前9時から午後5時まで	13,200円	
				時間外1時間につき	2,470円	
		練習	団体利用	午前9時から正午まで	3,300円	
					うち1時間につき1,370円	
				正午から午後5時まで	3,300円	
			うち1時間につき820円			
	午前9時から午後5時まで		6,600円			
			時間外1時間につき	1,650円		
	個人 利用	一般	1回2時間以内	200円		
			小・中・高校 生	100円		
	補助 競技 場	団体利 用	一般	午前9時から正午まで	2,470円	
				うち1時間につき1,030円		

				正午から午後5時まで	2,470円	
					うち1時間につき610円	
				午前9時から午後5時まで	4,950円	
				時間外1時間につき	1,230円	
		小・中・高 校生		午前9時から正午まで	1,320円	
					うち1時間につき550円	
				正午から午後5時まで	1,320円	
					うち1時間につき330円	
				午前9時から午後5時まで	2,470円	
					時間外1時間につき	660円
高岡市営長 慶寺室内プ ール	占用利用(1コースにつ き)			1回2時間以内	3,000円	
	個人 利用	一般		1回2時間以内	300円	
		小・中・高校生		1回2時間以内	150円	
高岡市営ス ポーツ・レク リエーショ ンホーム	体育 室	占用利用		午前9時から正午まで	3,300円	
						うち1時間につき1,370 円
					正午から午後5時まで	4,950円
						うち1時間につき1,230 円
					午後5時から9時まで	8,250円
						うち1時間につき2,570 円
				午前9時から午後9時まで	13,200円	
				時間外1時間につき	3,090円	
		個人利用	一般		1回2時間以内	200円
			小・中・高 校生		1回2時間以内	100円
	トレ ーニ	個人利用	一般	1回2時間以内	200円	
			小・		1回2時間以内	100円

	ング 室		中・ 高校 生				
高岡市営前 田庭球場	大会			午前9時から午後5時まで	16,500円		
				午後5時から9時まで	2,640円		
				時間外1時間につき	3,960円		
	占用利用(1面につき)			午前9時から正午まで	1,320円	うち1時間につき550円	
				正午から午後5時まで	2,470円		
				午前9時から午後5時まで	3,300円	うち1時間につき610円	
				午後5時から9時まで	1,980円		
				時間外1時間につき	740円		
		個人 利用	一般			1回2時間以内	200円
			小・中・高校生			1回2時間以内	100円
高岡市万葉 スポーツセ ンター	体育 室	占用利用		午前9時から正午まで	3,300円	うち1時間につき1,370円	
							正午から午後5時まで
						午後5時から9時まで	8,250円
				午前9時から午後9時まで	13,200円		
				時間外1時間につき	3,090円		
		個人利用	一般			1回2時間以内	200円
	小・中・高校生				1回2時間以内	100円	
	トレ	個人利用	一般			1回2時間以内	200円

	一ニ ング 室		小・ 中・高 校生	1回2時間以内	100円	
高岡市テニ	一般			1面につき1時間	660円	
スコート	小・中・高校生			1面につき1時間	410円	
高岡市サッ カー・ラグビ ー場	アマ チュ ース ポ ー ツに 利用 する 場合	一般	入場 有料	全日(午前9時から午後9時 まで)	118,800円	
				半日(午前9時から午後1時 まで・午後1時から5時ま で・午後5時から9時まで)	39,600円	
				時間外1時間につき	14,850円	
				入場 無料	全日(午前9時から午後9時 まで)	23,760円
					半日(午前9時から午後1時 まで・午後1時から5時ま で・午後5時から9時まで)	7,920円 うち1時間につき2,470 円
					時間外1時間につき	2,970円
		小・中・高校 生	入場 有料	全日(午前9時から午後9時 まで)	59,400円	
				半日(午前9時から午後1時 まで・午後1時から5時ま で・午後5時から9時まで)	19,800円 うち1時間につき6,180 円	
				時間外1時間につき	7,420円	
			入場 無料	全日(午前9時から午後9時 まで)	11,880円	
				半日(午前9時から午後1時 まで・午後1時から5時ま で・午後5時から9時まで)	3,960円 うち1時間につき1,230 円	
				時間外1時間につき	1,480円	
アマ チュ ース	入場有料		全日(午前9時から午後9時 まで)	237,600円		
			半日(午前9時から午後1時	79,200円		

	ポーツ以外に利用する場合	入場無料	まで・午後1時から5時まで・午後5時から9時まで)			
			時間外1時間につき		29,700円	
			全日(午前9時から午後9時まで)		47,520円	
			半日(午前9時から午後1時まで・午後1時から5時まで・午後5時から9時まで)		15,840円	
			時間外1時間につき		5,940円	
高岡市イベント広場	占有利用	一般	全面利用	1時間につき	1,650円	
			2分の1の利用	1時間につき	820円	
		小・中・高校生	全面利用	1時間につき	820円	
			2分の1の利用	1時間につき	410円	
		個人利用				無料
高岡市竹平記念体育館	体育室	アマチュアスポーツに利用する場合	入場有料	全面利用	午前9時から正午まで	31,180円
					正午から午後5時まで	51,970円
					午後5時から9時まで	41,580円
					午前9時から午後9時まで	112,260円
					時間外1時間につき	15,590円
			入場無料	全面利用	午前9時から正午まで	10,380円
					うち1時間につき	4,320円
3分の2		6,920円				

			の利用		うち 1 時間につき2,880円
			3分の1の利用		3,460円
			の利用		うち 1 時間につき1,440円
			全面利用	正午から午後5時まで	17,310円
					うち 1 時間につき4,320円
			3分の2の利用		11,540円
			の利用		うち 1 時間につき2,880円
			3分の1の利用		5,770円
			の利用		うち 1 時間につき1,440円
			全面利用	午後5時から9時まで	13,860円
					うち 1 時間につき4,320円
			3分の2の利用		9,240円
			の利用		うち 1 時間につき2,880円
			3分の1の利用		4,620円
			の利用		うち 1 時間につき1,440円
			全面利用	午前9時から午後9時まで	37,410円
			3分の2の利用		24,940円
			の利用		
			3分の1の利用		12,470円
			の利用		
			全面利用	時間外 1 時間につき	5,190円
			3分の2の利用		3,460円
			の利用		
			3分の1		1,730円

		の利用			
アマ チュ アス ポー ツ以 外に 利用 する 場合	入場有料	全面利用	午前9時から正午まで	218,290円	
			正午から午後5時まで	363,820円	
			午後5時から9時まで	291,060円	
			午前9時から午後9時 まで	785,860円	
			時間外1時間につき	109,140円	
	入場無料	全面利用	午前9時から正午まで		31,170円
				うち1時間につき	12,990円
					20,780円
			3分の2 の利用	うち1時間につき	8,660円
					10,390円
3分の1 の利用			うち1時間につき	4,330円	
全面利用			正午から午後5時まで		51,960円
				うち1時間につき	12,990円
					34,640円
			3分の2 の利用	うち1時間につき	8,660円
					17,320円
			3分の1 の利用	うち1時間につき	4,330円
全面利用			午後5時から9時まで		41,580円
	うち1時間につき	12,990円			
	3分の2 の利用		27,720円		
		うち1時間につき	8,660円		
3分の1		13,860円			

			の利用		うち 1 時間につき 4,330 円
			全面利用	午前 9 時から午後 9 時	112,260 円
			3 分の 2 の利用	まで	74,840 円
			3 分の 1 の利用		37,420 円
			全面利用	時間外 1 時間につき	15,570 円
			3 分の 2 の利用		10,380 円
			3 分の 1 の利用		5,190 円
	個人利用	一般		1 回 2 時間以内	300 円
		小・中・高校生			150 円
	トレ一ニング室	個人利用	一般	1 回 2 時間以内	400 円
			小・中・高校生		200 円
	多目的室	占用利用		1 時間につき	770 円
	会議室	占用利用		1 時間につき	550 円
高岡市営福岡グラウンド		夜間照明施設を利用する場合		1 時間につき	550 円
高岡市営福岡テニスコート		夜間照明施設を利用しない場合		1 コート 1 時間につき	310 円
		夜間照明施設を利用する場合		1 コート 1 時間につき	1,100 円
高岡市西明寺パークゴルフ場		一般		午前 9 時から午後 5 時まで	400 円
		小・中・高校生		午前 9 時から午後 5 時まで	200 円

	期間	一般		1年券	12,000円	
	利用券	小・中・高校生		1年券	6,000円	
高岡西部総合公園野球場	野球場	アマチュアスポーツに利用する場合	入場有料	午前9時から正午まで	38,110円	
				正午から午後5時まで	43,230円	
				午前9時から午後5時まで	76,230円	
				午後5時から9時まで	43,230円	
				正午から午後9時まで	85,800円	
				午前9時から午後9時まで	107,250円	
				時間外1時間につき	19,050円	
				入場無料	午前9時から正午まで	9,400円
						うち1時間につき3,910円
					正午から午後5時まで	11,550円
			うち1時間につき2,880円			
		午前9時から午後5時まで	18,810円			
		午後5時から9時まで	11,550円			
			うち1時間につき3,600円			
		正午から午後9時まで	21,120円			
		午前9時から午後9時まで	26,400円			
			時間外1時間につき		4,700円	
		アマチュアスポーツ以外に利用する場合	入場有料	午前9時から正午まで	224,230円	
				正午から午後5時まで	283,800円	
				午前9時から午後5時まで	478,500円	
午後5時から9時まで	283,800円					

			正午から午後9時まで	504,900円
			午前9時から午後9時まで	627,000円
			時間外1時間につき	112,110円
		入場無料	午前9時から正午まで	94,540円
			正午から午後5時まで	119,620円
			午前9時から午後5時まで	201,300円
			午後5時から9時まで	119,620円
			正午から午後9時まで	211,200円
			午前9時から午後9時まで	264,000円
			時間外1時間につき	47,270円
多目的広場	広場1利用	アマチュアスポーツに利用する場合	午前9時から正午まで	4,300円 うち1時間につき1,790円
			正午から午後5時まで	4,300円 うち1時間につき1,070円
			午前9時から午後5時まで	8,080円
			午後5時から9時まで	4,300円 うち1時間につき1,340円
			正午から午後9時まで	8,250円
			午前9時から午後9時まで	11,220円
			時間外1時間につき	2,150円
		アマチュアスポーツ以外に利用する	午前9時から正午まで	35,140円
			正午から午後5時まで	35,140円
			午前9時から午後5時まで	66,000円

		場合	午後5時から9時まで	35,140円
			正午から午後9時まで	74,250円
			午前9時から午後9時まで	90,750円
			時間外1時間につき	17,570円
	広場2利用	アマチュアスポーツに利用する場合	午前9時から正午まで	3,410円
				うち1時間につき1,420円
			正午から午後5時まで	3,410円
				うち1時間につき850円
			午前9時から午後5時まで	6,360円
			午後5時から9時まで	3,410円
				うち1時間につき1,060円
			正午から午後9時まで	7,090円
			午前9時から午後9時まで	8,910円
			時間外1時間につき	1,700円
		アマチュアスポーツ以外に利用する場合	午前9時から正午まで	28,210円
			正午から午後5時まで	28,210円
			午前9時から午後まで	52,630円
			午後5時から9時まで	28,210円
			正午から午後9時まで	59,230円
			午前9時から午後9時まで	73,420円
			時間外1時間につき	14,100円
	全面利用	アマチュアスポーツに利用する場合	午前9時から正午まで	7,420円
				うち1時間につき3,090円
			正午から午後5時まで	7,420円
				うち1時間につき1,850円

				円
			午前9時から午後5時まで	13,860円
			午後5時から9時まで	7,420円
				うち1時間につき2,320円
			正午から午後9時まで	14,350円
			午前9時から午後9時まで	19,300円
			時間外1時間につき	3,710円
		アマチュ	午前9時から正午まで	59,400円
		アスポー	正午から午後5時まで	59,400円
		ツ以外に 利用する 場合	午前9時から午後5時まで	110,880円
			午後5時から9時まで	59,400円
			正午から午後9時まで	115,830円
			午前9時から午後9時まで	154,440円
			時間外1時間につき	29,700円
	室内 多目 的ス ペー ス	アマチュアスポーツに利 用する場合	1時間につき	1,180円
		アマチュアスポーツ以外 に利用する場合	1時間につき	4,780円
		野球場の使用(練習のための使用を除く。)に伴い 使用する場合		無料
	会議 室	占用利用	1時間につき	550円
高岡市グラ ウンド・ゴル フ場	一般		1日	400円
	小・中・高校生		1日	200円
	期間 利用 券	一般	1年券	12,000円
		小・中・高校生	1年券	6,000円

備考

- 1 「時間外」とは、別表第2で定める利用時間以外の時間をいう。
- 2 高岡市営城光寺陸上競技場の団体利用は、指導者の引率する20人以上の利用者に適用する。
- 3 高岡市営長慶寺室内プール及び高岡市営スポーツ・レクリエーションホームを併せて利用する場合は、高岡市営スポーツ・レクリエーションホームの利用料金は、徴収しない。
- 4 高岡市営前田庭球場の占有利用は、6人以上の利用者に適用する。
- 5 高岡市テニスコートにおいて時間外に利用を許可する必要があるときの基本利用料金は、指定管理者が教育委員会の承認を得て定める額とする。
- 6 未就学児童は、無料とする。

2 附属設備利用料金

施設名	区分		単位	基本利用料金
高岡市民体育館	仮設舞台		1日	3,300円
	仮設相撲土俵		1日	5,500円
	フロアシート		1日	16,500円
	拡声装置一式		1日	2,750円
	照明設備(個人 使用を除く。)	2回路まで	1時間	2,470円
		追加1回路		820円
高岡市営城光寺野球場	アマチュアスポーツ に利用	放送設備	1試合	550円
		スコアボード		220円
	アマチュアスポーツ 以外に利用	放送設備		1,100円
		スコアボード		440円
高岡市営城光寺陸上 競技場	拡声装置一式		1日	1,100円
高岡市営前田庭球場	管理棟		1時間	330円
	照明設備		1面1時間	330円
高岡市テニスコート	夜間照明設備		1面1時間	660円
	放送設備		1時間	1,100円
	冷暖房設備	本部棟 (会議室・放送室)	1台1時間	150円
		クラブハウス (ミーティングルー		60円

			ム)		
高岡市サッカー・ラグビー場	夜間照明設備	全灯		1時間	9,900円
		3分の2灯			6,600円
		2分の1灯			4,950円
	放送設備		1時間	1,100円	
	冷暖房設備	会議室・審判員室・役員控室・放送室		1台1時間	60円
高岡市竹平記念体育館	拡声装置一式			1日	2,750円
	照明設備 (個人使用を除く。)	2回路まで	全面使用	1時間	2,470円
			3分の2の使用		1,650円
			3分の1の使用		820円
		追加1回路	全面使用		990円
			3分の2の使用		660円
			3分の1の使用		330円
	冷暖房設備	体育室	入場有料	1時間	24,750円
			入場無料		8,250円
	電光得点表示装置			1台1時間	370円
高岡市西明寺パークゴルフ場	ゴルフ用具			1日	110円
高岡西部総合公園野球場	アマチュアスポーツに利用	放送設備		1試合	1,100円
		スコアボード		1試合	1,210円
		夜間照明設備	全灯	1時間	46,200円
			2分の1灯	1時間	23,100円
			3分の1灯	1時間	15,400円
		多目的広場	全面利用	1時間	6,270円
		夜間照明設備	1面利用	1時間	3,130円
	アマチ	放送設備		1試合	1,100円

	ユアス	スコアボード	1試合	4,620円	
	スポーツ 以外に 利用	夜間照明設備	全灯	1時間	232,650円
			2分の1灯	1時間	116,320円
			3分の1灯	1時間	77,550円
		多目的広場夜	全面利用	1時間	7,920円
		間照明設備	1面利用	1時間	3,960円
		ピッチングマシン		1時間	1,100円
高岡市グラウンド・ ゴルフ場	ゴルフ用具		1日	110円	